

令和6年度ドライブレコーダ機器等導入促進助成金のご案内

標記の件につきまして、交通事故の防止に資することから今年度もドライブレコーダ車載器の導入に係る費用に対して、一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内いたします。

記

1. 申請期間 令和6年6月3日(月) ～ 令和7年2月28日(金)
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、助成枠に達した場合は、申請期間内であっても受付終了予定
2. 助成対象
 - ・ 新たに導入した機器で、令和6年3月1日(金)から令和7年2月28日(金)までに装着及び支払いが完了したもの。
 - ※リース・割賦契約の場合は、上記期間に装着したもの
 - ・ 会員所有の県内営業ナンバーの車両に装着したものに限る。
3. 助成金額
 - ・ 車載器1台あたり 10,000円
 - ※但し、機器の取得価格が助成金額を下回る場合は、取得価格の千円未満を切り捨てた額を助成金額とする。
 - ※機器の取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含め、取付工賃や消費税は含めない。
 - ※申請は1事業者あたり10台を上限とする。
4. 対象機器 全ト協が指定するドライブレコーダ車載器
※別紙、対象機器一覧に該当する機器に限る
5. 助成枠 3,800千円
6. 申請要領 別添の様式H「令和6年度ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、次の①～④の添付書類を添えて申請する。
 - ① 【買 取】請求書(写)、領収書(写) (2点)
【リース・割賦】契約書(写)、借受証等(写) (2点)
※リース契約書に車台番号又は登録番号の記載がある場合は、借受証等の添付不要
 - ② 機器の取得価格が車両全体(又は他の機器)の価格に含まれている場合は、機器の取得価格を含む請求書及び領収書(または契約書等)の他、併せて機器の取得価格(及び装着)が確認できる書類を添付する。(請求明細書、標準装備一覧表、仕様書等)
 - ③ 装着証明書(写)
 - ④ 装着した車両の車検証(写) ※令和5年1月4日以降に電子化された車検証の交付を受けた車両においては、「自動車検査証記録事項の写し」※ 原則、交付申請書は事業完了日から3か月以内又は令和7年2月28日までにいずれか早い日までに提出願います。但し、領収証を交付申請時に添付できない場合は、後日提出でも可とする。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 業務部

TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929